

一般社団法人山形県バレーボール協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山形県バレーボール協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山形県におけるバレーボール界を統轄し代表する団体として、バレーボール競技の普及及び振興を図り、もって児童・青少年の健全な育成及び県民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) バレーボールの普及及び振興に関する基本方針を確立すること
- (2) バレーボール選手の育成・強化を行ない、競技力向上を図ること
- (3) バレーボール技術の調査研究及び選手の強化に関するスポーツ医・科学の調査研究を行なうこと
- (4) 公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本バレーボール協会が主催するバレーボール競技大会に山形県を代表する役員、選手を選定し、派遣すること
- (5) 公益財団法人日本バレーボール協会が主催するバレーボール競技大会を公益財団法人日本バレーボール協会と協力して山形県で開催すること
- (6) 県外へのチーム派遣及び県外チームの招聘に関する事、並びに交流を通じてバレーボールの普及・振興に寄与すること
- (7) バレーボールに関する指導員、審判員及び判定員の養成及び資格認定・登録に関する事
- (8) バレーボールに関する講習会を開催すること
- (9) バレーボールの競技大会を開催すること
- (10) 公益財団法人日本バレーボール協会が制定するバレーボール競技規則を啓発すること、並びに独自のバレーボール競技規則を制定すること
- (11) バレーボールに関する地域グループの育成・強化に関する事
- (12) 山形県バレーボール界を代表する唯一の団体として公益財団法人日本

- バレーボール協会及び東北バレーボール協会に加盟すること
- (13) 公益財団法人山形県体育協会に対して、山形県バレーボール界を代表して加盟すること
 - (14) バレーボール競技の公式記録の作成を行なうこと
 - (15) バレーボールの宣伝啓発を図ること
 - (16) 本条に定める事業の遂行に必要な財源調達を図るための事業
 - (17) その他目的達成に必要な事項に関する事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第3章 会 員

(会員の資格)

第6条 この法人の会員となるべき資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 山形県内の各地区（山形地区、酒田地区、鶴岡地区、新庄地区、米沢地区、長井地区）バレーボール協会（以下「各地区」という。）に所属する者
- (2) 山形県内の各カテゴリー（実業団、大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学生、ママさん、ソフトバレーボール、ビーチバレー、クラブ）のバレーボール競技友好団体等に所属する者
- (3) 一般社団法人山形県バレーボール協会から推薦される有識者
- (4) 国際バレーボール連盟公認審判員及び名誉審判員
- (5) 公益財団法人日本バレーボール協会公認名誉審判員
- (6) 公益財団法人日本バレーボール協会A級公認審判員、B級公認審判員及びC級公認審判員
- (7) 一般社団法人山形県バレーボール協会公認名誉審判員、審判員
- (8) 公益財団法人日本体育協会公認バレーボール上級コーチ、コーチ、上級指導員、指導員
- (9) 一般社団法人山形県バレーボール協会登録団体の構成員（ただし、未成年者は除く）

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、この法人所定の様式による申込みを会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、代議員会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき。
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 代議員会の同意があったとき。

(退会)

第10条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 この法人の会員が、この法人の名誉を毀損し、この法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める代議員会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第12条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(代議員制の採用)

第13条 この法人は、各地区の会員数を50で序した数の代議員を選出し、その代議員を一般法人法上の社員とする。ただし、端数が50に満たないときも代議員1を加える。

- 2 代議員は、会員による代議員選挙により選出する。代議員選挙に関する細則は理事会において定める。
- 3 前項の代議員選挙において、会員は等しく代議員を選出する権利を有する。理事又は理事会は代議員を選出することはできない。
- 4 第2項の代議員選挙は、2年に1度、4月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後の実施される代議員選挙により、新たな代議員が選出される時までとする。ただし、代議員が責任追及の訴え、代議員会決議取り消しの訴えなど、法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該代議員の任期が終了しない。
- 5 代議員が欠けた場合、又は代議員の員数を欠くことになるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了

前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

6 会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる会員と同様に本会对し行使することができる。

- (1) 同法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 同法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
- (3) 同法第57条第4項の権利(代議員会の議事録の閲覧等)
- (4) 同法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 同法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 同法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 同法第246条第3項、第250条台項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

第4章 代 議 員 会

(代議員会)

第14条 この法人に総会に代るべき代議員会を設ける。

2 代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会とし、定時代議員会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時代議員会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第15条 代議員会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第16条 代議員会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 代議員会の招集通知は、開催日より1週間前までに代議員に対して発する。

(決議の方法)

第17条 代議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席代議員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第18条 代議員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 代議員会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該代議員会において議長を選出する。

(議事録)

第20条 代議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、代議員会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した代議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員及び監査の設置等)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上13名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、1名を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第23条 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事はこの当法人の業務を分担執行する。
- 3 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、代議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、代議員の半数以上であって、代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員及び代議員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第29条 この法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した代表理事及び理事のうちから選出された議事録署名人1名並びに監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
- 3 第31条第2項の理事会においては、当該理事会に出席した理事及び監事が第1項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会規程)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第7章 名誉会長、顧問および参与

(名誉会長、顧問および参与)

第36条 この法人に名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会において推挙する。
- 3 顧問は、この法人の会長もしくは副会長であった者、またはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会が推薦した者を会長が委嘱する。
- 4 参与は、この法人の理事または監事であった者で、理事会が推薦したものを会長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問および参与は、この法人の運営について会長の諮問に応じ、必要な助言を行うことができる。
- 6 名誉会長、顧問および参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第8章 委員会

(委員会)

第37条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める事務局規程による。

第10章 基 金

(基金の拠出)

第39条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第11章 計 算

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第41条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。

2 この法人の会計処理に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て代議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、代議員会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(余剰金の分配の禁止)

第43条 この法人の余剰金は、一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併又は破産による解散は除く）したときに残存する財産は、これを山形県に帰属させる。

第12章 雑 則

(委 任)

第45条 この定款に定めるもののほか、運営に必要な事項は、会長が理事会に

諮って定める。

第13章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第47条 この法人の設立時の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 菅原和敏
設立時理事 大宮 彰
設立時理事 川合勝芳
設立時代表理事 菅原和敏
設立時監事 奥山 享

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 山形県山形市あこや町1丁目11番20号
氏名 菅原和敏
2 住所 山形県山形市高原町865番6号
氏名 大宮 彰
3 住所 山形県山形市清住町1丁目4番36—5号
氏名 川合勝芳

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人山形県バレーボール協会設立のため、設立時社員 菅原和敏、同 大宮 彰、同 川合勝芳は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成27年4月1日

設立時社員 菅原和敏、同 大宮 彰、同 川合勝芳